

調達要求番号：統一〇六-〇三〇七-〇一四

| 情報本部仕様書 | | | |
|----------------|---|---------------|-------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | ブロードバンドインターネット接続サービス (光回線) 及びインターネットサービスプロ バイダの利用 (その1) | DIH-LT-18067C | |
| | | 大臣 承認 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成 | 平成30年11月30日 |
| | | 改正 | 令和 3年 1月28日 |
| | | | 令和 4年 1月26日 |
| | | | 令和 5年 2月13日 |
| 作成部課名 | 情報本部統合情報部 | | |

1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部統合情報部において情報業務のために使用する「ブロードバンドインターネット接続サービス（光回線）及びインターネットサービスプロバイダの利用（その1）」について規定する。

1.2 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり特に版を指定するものの他は入札書又は見積書の提出時における最新版を対象とする。ただし、法令等を除く引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先されるものとする。

1) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部達第4号（20.3.19））

2 要求性能等

2.1 接続形態等

- F T T H（光ファイバ）での接続が可能であること。
- インターネット接続サービス及びF T T Hアクセスサービスを提供する登録電気通信事業者であって自社で整備し維持管理している回線（バックボーン及びアクセス回線）でのサービス提供が可能であること。
- 光回線通信サービス及びプロバイダが一体型であること。

2.2 サービス

a) 帯域

- 送受信100Mbpsのベストエフォートであること。
- 専有型であること。

b) I Pアドレス

- I P v 4対応であること。
- 割当I Pアドレスを48個準備すること。

c) ルーティングプロトコル スタティックルーティングであること。

- d) **サービス品質保証（SLA）** 自社国内バックボーン全体の往復遅延時間の月間平均値が2か月連続で40msを超えないこと。
 - e) バックボーンへの接続部分が二重化されていること。
 - f) 24時間365日の障害対応であること。
 - g) トラフィックレポートの提供を受けられること。
- 2.3 利用料金** 完全固定（月額）制であること。

3 利用期間, 被提供場所及び規格・数量, その他 「調達要領指定書」による。

4 監督及び検査 契約の相手方は、本契約の監督及び検査について支出負担行為担当官等の定める監督及び検査を受けるものとする。

5 その他の指示

5.1 情報の保全等 契約の相手方は、契約履行上直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

5.2 立入禁止場所への立入等 立入禁止場所への立入等は次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり立入禁止場所への立入については、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている立入にふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所への入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

5.3 障害受付電話窓口 本契約における障害に対し障害受付電話窓口を設定し、速やかな障害復旧を図ること。

5.4 官側の支援 契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他官側が必要と認めた事項

5.5 仕様書の疑義 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

| | | |
|---------|---|---------------|
| 調達要領指定書 | 発簡番号 | |
| | 調達要求番号 | 統-06-0307-014 |
| | 調達要求年月日 | 令和6年3月7日 |
| | 作成部課 | 情報本部統合情報部 |
| | 作成年月日 | 令和6年3月4日 |
| 品名 | ブロードバンドインターネット接続サービス（光回線）及びインターネットサービスプロバイダの利用（その1） | |
| 仕様書番号 | D I H - L T - 1 8 0 6 7 C | |

指定事項：

1 利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 被提供場所

情報本部（市ヶ谷）C3棟地下4階

3 規格及び数量

(1) F T T H（光ファイバ）での接続が可能であること。

(2) 帯域

ア 送受信100Mbpsのベストエフォートであること。

イ 専有型であること。

(3) I Pアドレス

ア I P v 4対応であること。

イ 割当I Pアドレスを48個準備すること。

(4) ルーティングプロトコル

スタティックルーティングであること。

(5) 回線品質

自社国内バックボーン全体の往復遅延時間の月間平均値が2か月連続で40msを超えないこと。

4 その他

(1) サービス形態

ア インターネット接続サービス及びF T T Hアクセスサービスを提供する登録電気通信事業者であって自社で整備し維持管理している回線（バックボーン及びアクセス回線）でのサービス提供が可能であること。

イ 光回線通信サービス及びプロバイダが一体型であること。

(2) サービス品質保証（S L A）

ア バックボーンへの接続部分が二重化されていること。

イ 24時間365日の障害対応であること。

ウ トラフィックレポートの提供を受けられること。

エ 利用料金は、完全固定（月額）制であること。